

特定非営利活動法人

日本ベジタリアン協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 日本ベジタリアン協会（本法人の略称は、NPO法人 日本ベジタリアン協会）とする。

2 この法人の英名を Japan Vegetarian Society（略称は J P V S）とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、菜食とそれに関連した健康、栄養、倫理、生命の尊厳、地球環境保全、発展途上国の飢餓などの問題に関する啓発や奉仕、並びに、国際的視点からの食品認証等を通して、それらの学術研究の発展及び、食品産業の振興と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第 2 条別表の内の次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 国際会議、講演会、研究会、講習会等の開催
- (2) 機関誌「ベジタリアン・ジャーナル (Japan Vegetarian Journal)」

並びに会報「JPVS-News」の発行、および菜食に関する出版

- (3) インターネットによる情報活動
- (4) 発展途上国援助等の奉仕活動
- (5) 国際交流活動
- (6) 菜食に関わる啓発、推奨活動
- (7) 食品等の JAS 認証システムに係る事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は次の 3 種類とし正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労あった者で、役員会の推薦により総会で決定した者

(入会)

第 7 条 この法人は本法人の活動を広く一般に広め、その目的を達成するために、意欲ある者をもって構成し、他に入会の条件は、特に定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し代表の承認を得なければならない。

3 代表は、入会の申し込みがあったとき、正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

4 代表は、第 2 項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 名誉会員は本人の承諾をもって入会とする。

(会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなけれ

ばならない。

2 名誉会員は会費納入の必要はない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡又は団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役員等

(種類および定数)

第 12 条 この法人には、会員による次の役員を置く。

- (1) 理事 (5 名以上 15 名以内)
うち 1 名を代表とし、1 名以上を副代表とする。
- (2) 監事 (2 名)

(顧問・執行役員)

第 13 条 この法人に法上の役員でない顧問及び執行役員を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 役員及び顧問、執行役員は、次の方法で選出する。

(1) 代表及び監事は、総会において選任する。

(2) その他の役員は、代表が指名し、総会の承認を得る。

(3) 顧問及び執行役員は、総会の承認を得て代表が委嘱する。

2 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、この法人の他の役員及び職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは代表があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定める理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 顧問は本法人に関して助言できる。

6 執行役員は理事を補佐する。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第 17 条 役員のうち定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める

第 4 章 評議員

(定数)

第 20 条 この法人には、10 名以上の評議員を置く。

(職務)

第 21 条 評議員は、本協会の発展に資することを目的とした意見具申を理事会へ行う。

(選任等)

第 22 条 評議員は、理事会において選任する。

(任期等)

第 23 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(欠員補充)

第 24 条 評議員に欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 25 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があったとき

第 5 章 総会

(種別)

第 26 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 27 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

(権能)

第 28 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員等の選任または解任
- (6) 会費の額
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 29 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員及び名誉会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(招集)

第 30 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 32 条 総会は、正会員及び名誉会員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 33 条 総会における議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 34 条 各正会員及び各名誉会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、または、他の正会員及び名誉会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における、前 2 条の規定の適用については、その正会員及び名誉会員は出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び名誉会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員及び名誉会員の現在数
- (3) 出席した正会員及び名誉会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員及び名誉会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第38条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の役員から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第39条 理事会は代表が招集する。

- 2 代表は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければ

ならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、代表があたる。

(議決等)

第41条 この法人の業務は理事の過半数をもって決する。

第7章 評議員会

(構成)

第42条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第43条 評議員会は、本協会の発展に資することを目的とした意見交換を行い、理事会に具申する。

(開催)

第44条 評議員会は適宜開催する。

(招集)

第45条 評議員会は代表が招集する。

2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第8章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第46条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 4 7 条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表が別に定める。

(経費の支弁)

第 4 8 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 4 9 条 この法人の事業計画及び予算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 5 0 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 5 1 条 第 4 9 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 5 2 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 5 3 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 5 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

(設置)

第 5 5 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務職員を置く。

3 事務局の職員は、代表が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 5 6 条 事務所には、法第 2 8 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(3) その他、本会の活動に必要とされる書類等

第 1 0 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 5 7 条 この定款の変更は、総会において、正会員及び名誉会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 5 8 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員及び名誉会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 5 9 条 解散後の残余財産は、教育目的として次のものに帰属させるものとする。

(名称) 学校法人大阪信愛女学院

(主たる事務所の所在地) 大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号

第 1 1 章 雑則

(公告)

第 6 0 条 この法人の公告は、官報及び法人の広報誌 (ベジタリアン・ジャーナル) 等により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 6 1 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず平成 1 4 年 6 月 3 0 日までとする。

代表	垣本 充				
副代表	高井明徳	松尾一廣			
理事	清水洋史	松尾泰幸	高坂祐夫	山中博之	鈴木英鷹
監事	山本章一	古谷昭雄			

3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 4 9 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第 5 4 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。
5. この法人の設立時の会費は第 8 条の規定にかかわらず、正会員の会費は年 3 0 0 0 円とし、賛助会員の会費は年 1 口以上 (1 口 2 0 , 0 0 0 円)

の金額とする。

6. この定款は平成19年11月7日から改正施行する。

7. この定款は平成20年10月20日から改正施行する。

8. この定款は平成24年12月6日から改正施行する。

9. この定款は平成28年3月23日から改正施行する。

10. この定款は平成28年10月24日から改正施行する。

11. この定款は平成29年9月25日から改正施行する。

12. 第60条のただし書きの規定は、法第28条の2第1項の規定の施行の日から施行する。